



新労発基 0621 第 2 号  
令和 3 年 6 月 21 日

(一社)新潟県労働基準協会連合会長 殿

新潟労働局長

## 労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

平素から労働行政の推進について、格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新潟県内における労働災害防止については、平成 30 年度を初年度とし、来年度を目標年度とした「第 13 次労働災害防止推進計画」に基づき、災害の減少に向け各種の取組を進めているところですが、本年 5 月末現在の死傷災害(死亡及び休業 4 日以上の労働災害)者数は 1,125 人(速報値)となっており、前年同期比 390 人(+53.1%)の増加となっています。この増加率は、全国ワースト 2 位であり、非常に憂慮すべき状況となっていることから、関係団体の皆様に労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をさせていただくことといたしました。

本年の発生状況をみると、死亡災害(6 人)は墜落・転落、はまれ・巻き込まれ、交通事故と多様ですが、うち半数は掃除等の臨時や非定常の作業時での発生となっています。また、休業災害では、新型コロナウイルスの感染によるものほか、転倒によるものが最も多く、被災者の高齢化率も上がっています。さらに、新潟地方気象台の今後の 3 か月予報から、熱中症による災害の発生も懸念されるところです。

つきましては、今月は 7 月 1 日から始まる全国安全週間の準備期間であり、貴団体及び所属の傘下会員事業場におかれましては、それぞれお取組をいただいていると思いますが、本年の新潟県内の労働災害発生状況を踏まえ、下記に示す取組の徹底を図ることにより、一層の労働災害防止に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

### 記

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況、掃除等の非定常作業や臨時の作業を行う場合の安全確保の状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等に、その職務を確実に遂行させ、事業場の安全衛生管理体制を充実すること。
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 本年の労働災害発生動向等を踏まえ、以下の労働災害防止対策を重点的に取組むこと。
  - (1) 職場における新型コロナウイルス等感染症予防対策

- (2) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目の解消等の転倒災害防止対策
- (3) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施による高年齢労働者に対する労働災害防止対策
- (4) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等の交通労働災害防止対策
- (5) WBGT 値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理等の熱中症予防対策

